商品レンタル契約書

　　　　　　　(以下「甲」という)は　　　　　　　　　　　　　　　 (以下「乙」という)との間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について以下のとおり締結する。

第1条 (目的)

　甲は乙に対し別紙レンタル商品明細(以下「商品明細」という)に記載する数量のレンタル商品(以下「商品」という)

　を貸借し、乙はこれを賃借する。

第2条 (レンタル期間)

　レンタル期間は商品明細記載の期間とし、甲は開始日時までに乙の指定場所に商品を納入し、乙は終了日時までに

　甲に返還するものとする。

第3条(レンタル料金)

　レンタル料金は商品明細記載のとおりとし、乙は甲に対し期日までに指定の方法で支払うものとする。

第4条 (遅延損害金)

　乙はレンタル契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき支払 期日の翌日からその完済に至るまで、支払うべき金額

　に年　　　　%を乗じた遅延損害金を支払うものとする。

第5条 (引渡し)

　甲は乙に対し商品をレンタル契約開始日時までに引渡し、乙は物件をレンタル契約終了日時までに返還する。

第6条 (善管注意義務、禁止事項)

　乙は、商品を善良な管理者の注意をもって使用管理し、譲渡、転貸、担保 提供、その他一切の処分をしてはなら

　ない。

第7条(維持管理費)

　1.レンタル期間中における、物件の使用に関して必要となる消耗品等の費用に ついては、乙が負担する。

　2.レンタル期間中に物件が故障等した場合の修理費用は、甲の負担とする。

第8条(物件の滅失、毀損)

　物件が、乙の故意または過失により破損、紛失、盗難などで使用不能となったときは、乙は甲に対し損害賠償金を

　支払わなければならない。

第9条(中途解約)

　乙はレンタル期間から　　　　経過後、契約の解除を申し出ることができる。この場合は申出をした日の属する月の　　　　分相当の料金を支払うものとする。

第10条 (契約解除)

　乙がレンタル料金の支払いを怠る等、本契約に違反したときは甲は即時に契約を解除でき、乙は直ちに物件を甲に

　返還するものとする。この場合甲は乙に賠償金の請求ができるものとする。

第11条(協議)

　本契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、甲及び乙双方協議の上解決する。

第13条 (合意管轄)

　甲及び乙は本契約に関する紛争解決につき甲の所在地の管轄裁判所とすることに合意する。 本契約を証するもの

　として本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

　　年　　月　　日

　　　甲

　　　乙